

北信交旅第622号
令和3年11月19日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
〔公印省略〕

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、自動車局長より別紙（令和3年11月18日付け国自総第251号の4、国自旅第330号の4）のとおり通達があったので、了知するとともに、関係者あて周知されたい。

国自総第251号の4
国自旅第330号の4
令和3年11月18日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

標記について、別添のとおり関係事業者団体あて周知を行ったので、貴職におかれても、あらゆる機会を捉え管内の旅客自動車運送事業者及び自動車道事業者に対し、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること、また、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについて検討するよう、理解と協力を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

公共交通機関における精神障害者に対する運賃割引等の実施状況

令和3年4月1日現在

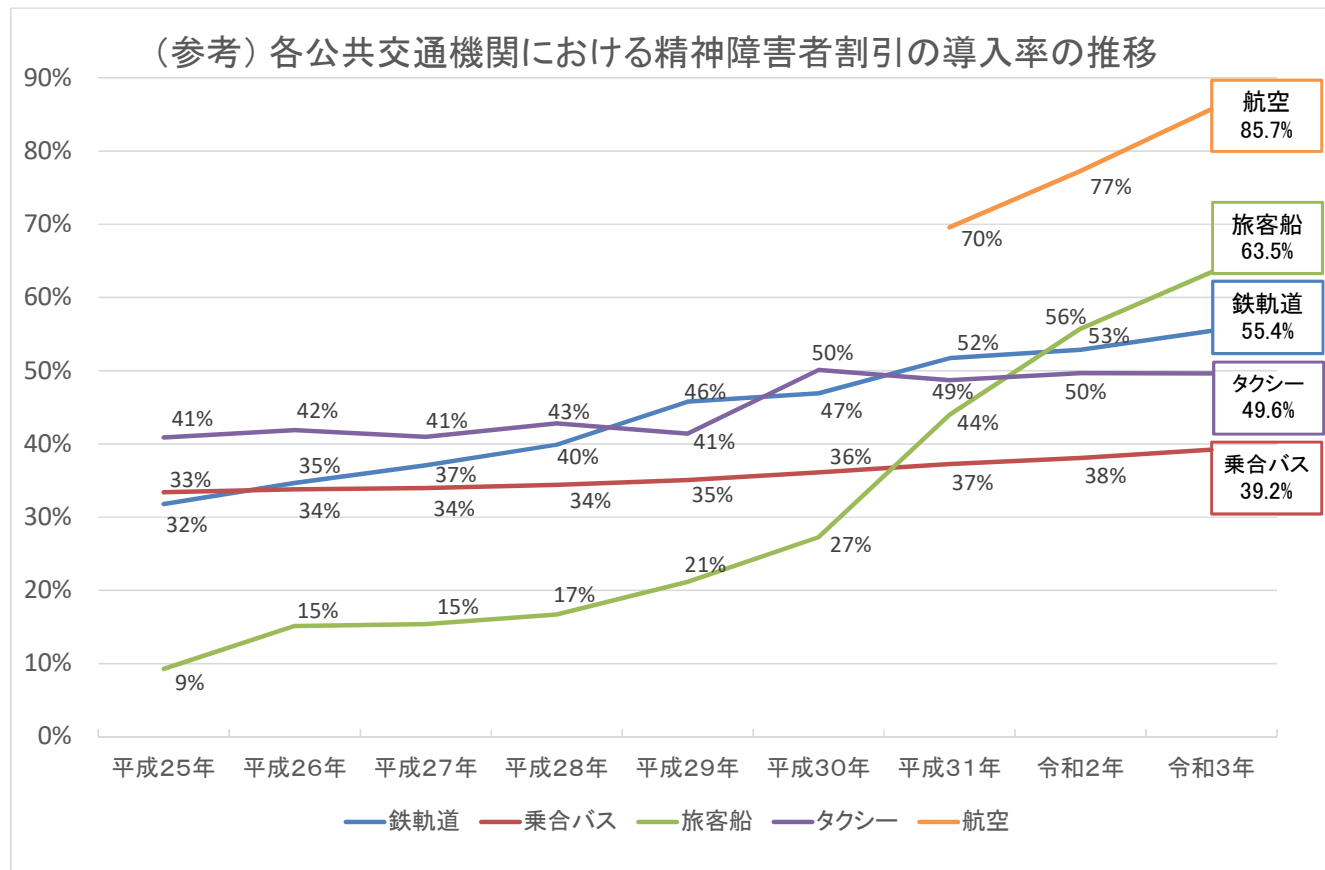
	公営事業者		民営事業者		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
鉄軌道事業	11者	11者	86者	164者	97者	175者	55.4%
乗合バス事業 (※1)	21者	23者	895者	2,314者	916者	2,337者	39.2%
旅客船事業	43者	58者	202者	328者	245者	386者	63.5%
航空事業	0者	0者	18者	21者	18者	21者	85.7%

	法人(※2)		個人		計		導入率
	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	導入事業者	総事業者	
タクシー事業 (※3)	3,700者	16,760者	19,340者	29,651者	23,040者	46,411者	49.6%

※1 乗合バス事業の事業者数は令和3年3月31日現在の数字である。

※2 タクシー事業の法人事業者数は、福祉限定事業者も含まれる。

※3 タクシー事業の事業者数は令和3年3月31日現在の数字である。



【参考 1】

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概 要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

根拠：精神保健福祉法第 45 条

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の 3 等級とする。

1 級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から 2 年が経過する日の属する月の末日となっており、2 年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 交付者数（令和元年度末現在）

1, 1 3 5, 4 5 0 人

（1 級：127, 453 人、2 級：670, 107 人、3 級：337, 890 人）

盲ろう者について

1 盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害）数

1万4, 329人（推計値）

※平成24年度障害者総合福祉推進事業「盲ろう者に関する実態調査」（全国盲ろう者協会）より

2 障害の状態

視覚と聴覚の障害の状態や程度によって、4つのタイプに大別される。

区分	見えない	見えにくい
聴こえない	全盲ろう	弱視ろう
聴こえにくい	盲難聴	弱視難聴

3 コミュニケーション方法

盲ろう者のコミュニケーション手段は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、障害の重複の仕方等によって様々であり、個別性の高い支援が必要とされている。

（参考：コミュニケーション方法（主なもの））

（1）触手話

両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読する。

（2）指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを6つの点から成り立つ点字に見立てて点字記号を打つ方法。

（3）指文字

相手の手のひらの中に、アルファベットや50音を手の形で表現した指文字を綴って会話する方法。

4 通訳・介助員

一人で外出したり人と会話をすることが困難な盲ろう者にとって、通訳・介助員の存在は欠かせず、通訳・介助員は、その盲ろう者に適したコミュニケーション方法で情報の保障（通訳）をし、移動の際には手引き（介助）を行う。

1名の盲ろう者について、その外出時間や内容、また状況に応じて、2名の通訳・介助員が支援することもある。

第198回通常国会において採択された「精神障害者の交通運賃に関する請願」について

請願要旨

憲法第十四条は法のもとの平等をうたい、国連の障害者権利条約第四条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法が改正され、精神障害者も障害者と規定された。「障害者差別解消法」は差別の解消を宣言している。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっているが、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。国においては、憲法、条約、国内法の理念や条文、また、三障害一元化の趣旨を踏まえて、J Rその他の鉄道、航空機、旅客船及びタクシーの各運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金にかかわる交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう適切な措置を講じることを強く求める。

ついては、精神障害者も身体、知的障害者と同等にJ Rなど交通運賃割引制度の適用対象にされたい。